

令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により愛媛県（以下「県」という。）が作成した計画において、県が設置した地域医療介護総合確保基金の一部を活用して行うICT機器導入促進事業（以下「促進事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(促進事業の目的)

第2条 介護分野における生産性向上は、職場環境の改善や人材確保の観点から、重要な課題であることを踏まえ、介護記録、記録に基づく事業所内での情報共有、介護報酬請求業務等、介護業務の効率化につながるICT導入を支援し、もって、介護職員の身体的・心理的負担を軽減し、離職防止や職場定着を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「介護サービス事業」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援事業、同条第25項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第16項に規定する介護予防支援事業、法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同項第3号に規定する離島等における相当サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス及び同項第3号に規定する離島等における相当サービスを行う事業をいう。

2 この要綱において、「介護サービス事業者」とは、介護サービス事業を行う者をいう。

3 この要綱において、「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。

4 この要綱において、「ICT機器」とは、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」（令和2年5月11日付け老高発0511第2号・老振発0511第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長連名通知）に基づく次の（1）又は（2）のいずれかに該当し、かつ（3）にも該当するものをいう。

（1）記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携を含む。）、請求業務につ

いて、転記等の付随業務が発生することのないよう一貫したサービスを提供するソフトウェア（以下「介護ソフト」という。）であって、次のアからウまでのいずれにも該当するものであること。

ア 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）が、介護ソフトを導入する場合は、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（令和２年３月２６日付け老振発０３２６第１号厚生労働省老健局振興課長通知）に準じたものを導入する場合に限るものであること。

イ 有償であるか否かにかかわらず、導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること。

ウ 研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

（２）介護ソフトをインストールしたタブレット端末、スマートフォン等のハードウェアであること。ただし、業務に限定して使用するものに限る。

（３）個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じているものであること。

（補助対象者）

第４条 促進事業の補助対象者は、介護サービス事業者の指定又は認可を受けた県内に所在する事業所を運営又は開設する者とする。

（促進事業の実施要領）

第５条 ＩＣＴ機器を導入する介護サービス事業者は、介護従事者の業務効率化、生産性向上のためのＩＣＴ機器導入計画を作成する。当該計画には、導入後３年間の①達成すべき目標、②導入する機器、③期待される効果等を記載し、実際の活用モデルを示すことで他の介護サービス事業者の参考となるべき内容とする。

２ 県は、補助対象者からのＩＣＴ機器導入に係る補助金交付申請に基づき、ＩＣＴ機器導入に要する費用を補助するものとする。

３ 促進事業の補助の対象は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護サービス事業者が第１項で定めるＩＣＴ機器導入計画に基づきＩＣＴ機器を導入する経費とする。

４ 導入するＩＣＴ機器の選定にあたっては、次の事項を検討し、ＩＣＴ機器導入計画に付記するものとする。

（１）ＩＣＴ機器の導入時には、介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。

（２）ＩＣＴ機器の導入に際しては、介護サービス利用者等に対してＩＣＴ機器を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

５ 補助の対象機器は、介護事業所の生産性向上に資するＩＣＴ機器とし、補助率

は、（１）又は（２）の要件のいずれかを満たす事業所は４分の３、それ以外の事業所は２分の１とする。

（１）「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ（ライフ）。以下「ＬＩＦＥ」という。）に、ＣＳＶ連携の標準仕様を実装した介護ソフトを活用してデータを提供している又は提供を予定していること。（注１）

（２）事業所内・事業所間で居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること。（注２）

（注１）介護ソフトを活用せずにＬＩＦＥへ情報提供を行う場合は対象外。

（注２）ここでいう「データ連携」は、既存の情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においても居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている場合を想定している。

６ 補助限度額は次の表の左欄に定める職員数（注）に応じた右欄の金額とする。

職員数	補助限度額
１名以上１０名以下	１,０００,０００円
１１名以上２０名以下	１,６００,０００円
２１名以上３０名以下	２,０００,０００円
３１名以上	２,６００,０００円

（注）職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ＩＣＴの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員（常勤・非常勤の別は問わない）も算入して差し支えない。また、職員数は申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号）第２条第８号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

７ 複数購入する場合も前項の限度額の範囲内で補助を行うものとする。

８ 介護サービス事業者が一つの事業所において居宅サービスと介護予防サービスの指定を両方受けている場合は１事業所とする。

９ 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は当該年度分のリース又はレンタル料を限度とする。

１０ 本事業によりＩＣＴ機器を導入した介護サービス事業者は、ＬＩＦＥによる情報収集への協力やＩＣＴの導入に関して他事業者からの照会等に応じるほか、得られた効果等について、別途通知する報告内容や報告方法、報告期限により報告するものとする。

（その他）

第6条 県は、補助事業の実施にあたって、相当と認める補助事業者へ補助を行うときには、補助申請及び補助決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定めて実施するものとする。

2 他の補助金等を受けて導入するもの及び「介護ロボット導入支援事業」の対象となるものについては、本事業における補助の対象とはならない。

附 則

この要綱は令和3年6月14日から施行する。